

令和元年度第3回介護保険運営協議会

成年後見制度利用促進について

1 成年後見制度について

【成年後見制度とは】

認知症・知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が社会で不利益や被害を受けることがないように、成年後見人が法律行為を支援する制度。

こんなときに成年後見制度を活用

- ひとり暮らしの父親が訪問販売で、使うはずもない高価な品物を買ってしまいこまっている
- 認知症の母親名義の定期預金を解約して、本人の入院費用にあてたい
- 自分が亡くなったあと、知的障がいのある娘の世話を法的に取り決めしておきたい

支援内容

財産管理 . . . 預貯金の管理、税金や光熱水費などの支払い、不動産の管理など

身上監護 . . . 介護・福祉サービス利用の手続き、施設への入退所の手続きや費用の支払い、医療機関受診の手続きなど

成年後見制度の種類

法定後見制度 . . . 本人の判断能力が不十分な人に対する制度

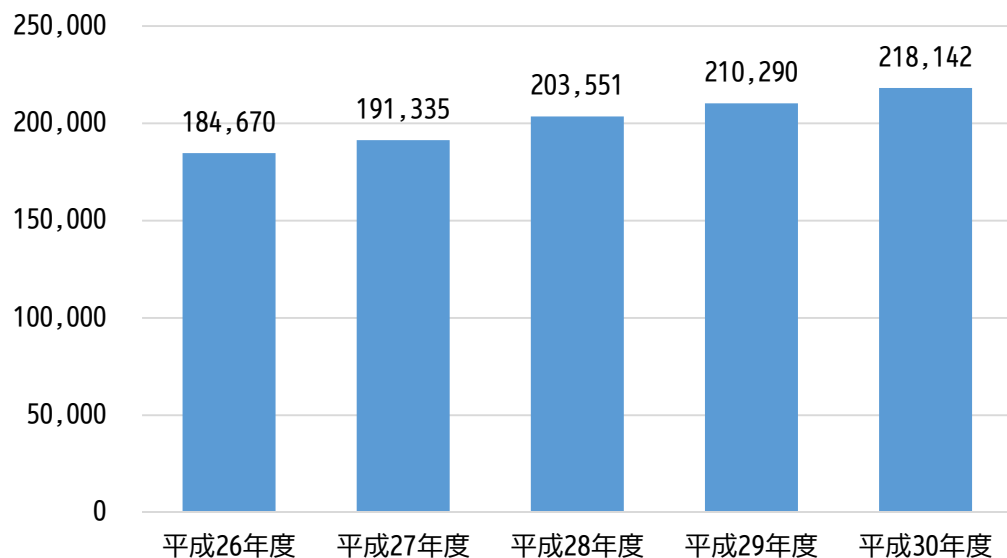
任意後見制度 . . . 判断能力がある人が、判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることのできる制度

2 成年後見を取り巻く状況（平成30年 全国値）

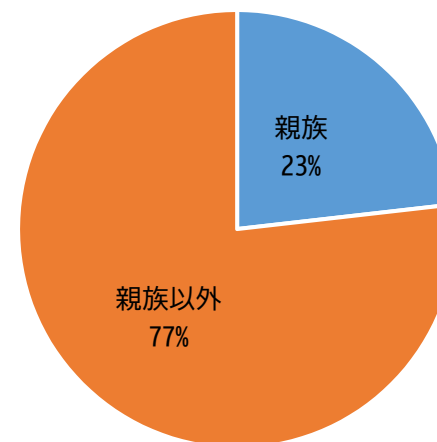
- 成年後見制度利用者数は21万8千人を超え、増加傾向。
- 開始原因は、認知症が最も多く、63%を占めている。

- 成年後見人と本人の関係は親族以外が77%を占める。

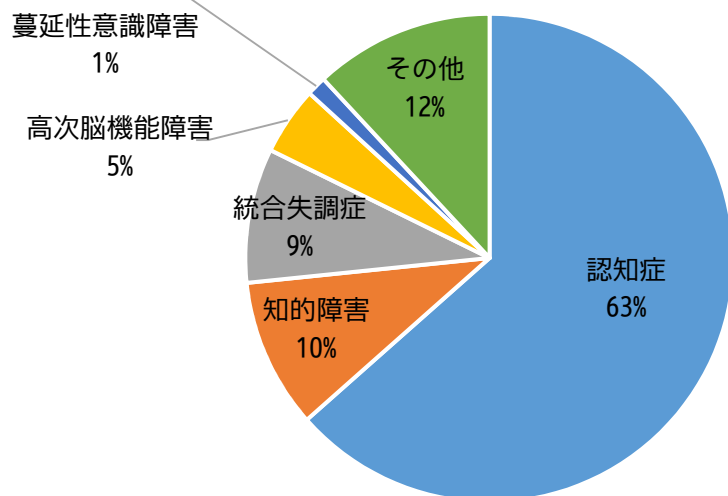
成年後見制度の利用者数（全国）



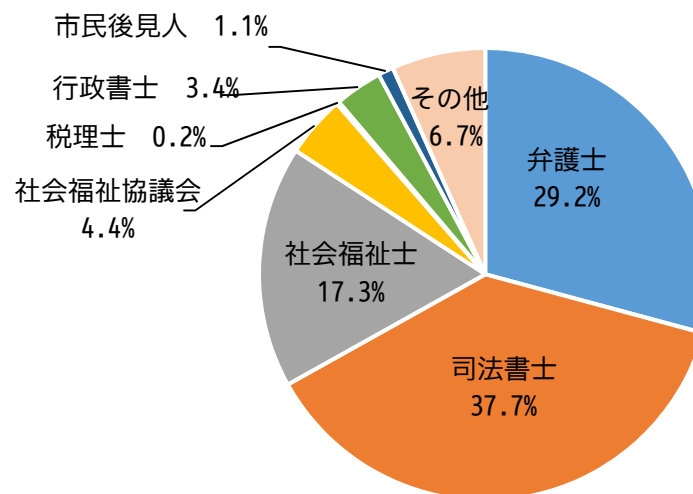
成年後見人等と本人の関係



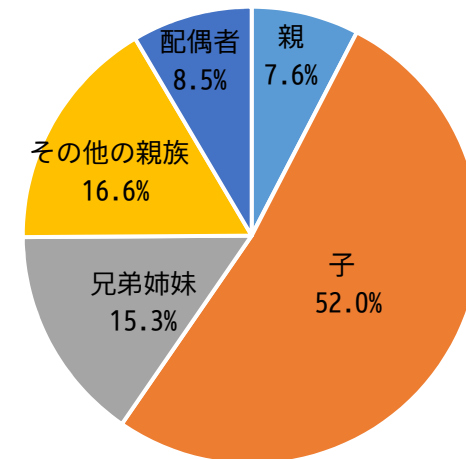
成年後見制度開始原因別割合（全国）



親族以外内訳



親族内訳



全国的な課題

- 認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっている。
 - 親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多い。
 - 後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていない。
 - 家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは難しい。
 - 財産保全の観点がより重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を利用するという視点に欠ける。
- ⇒ 現状では、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていない。
- ⇒ 成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多い。
- ⇒ 本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要がある。

法律の制定

平成28年5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号) 施行

(第12条)

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなければならない。

(第14条)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする。

基本計画の策定

平成29年3月 「成年後見制度利用促進基本計画」策定(閣議決定)

3 国の成年後見制度利用促進基本計画の主なポイント

<基本的な考え方>

- ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- 財産管理のみならず、身上保護も重視

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等

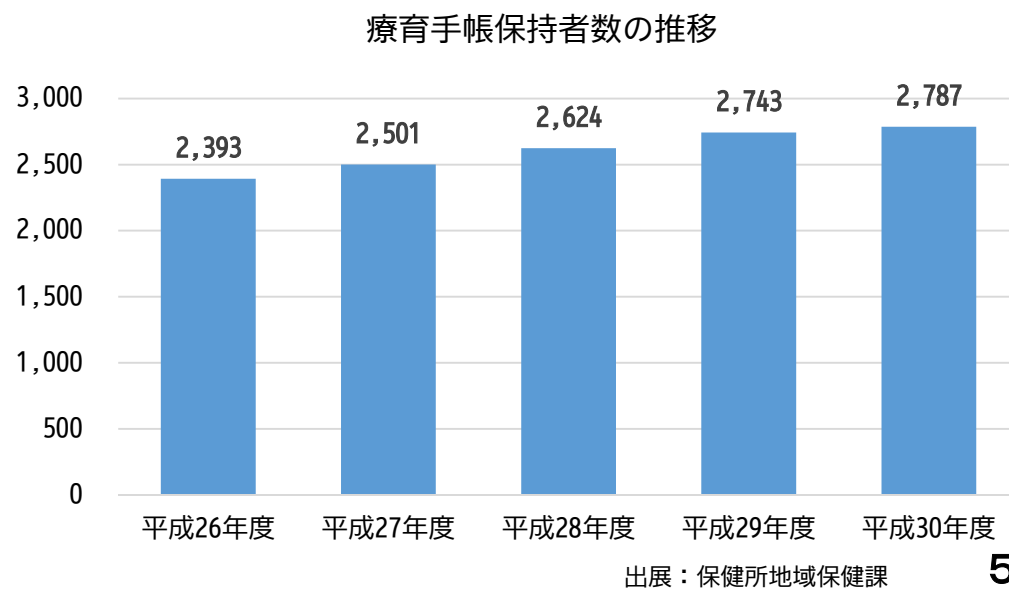
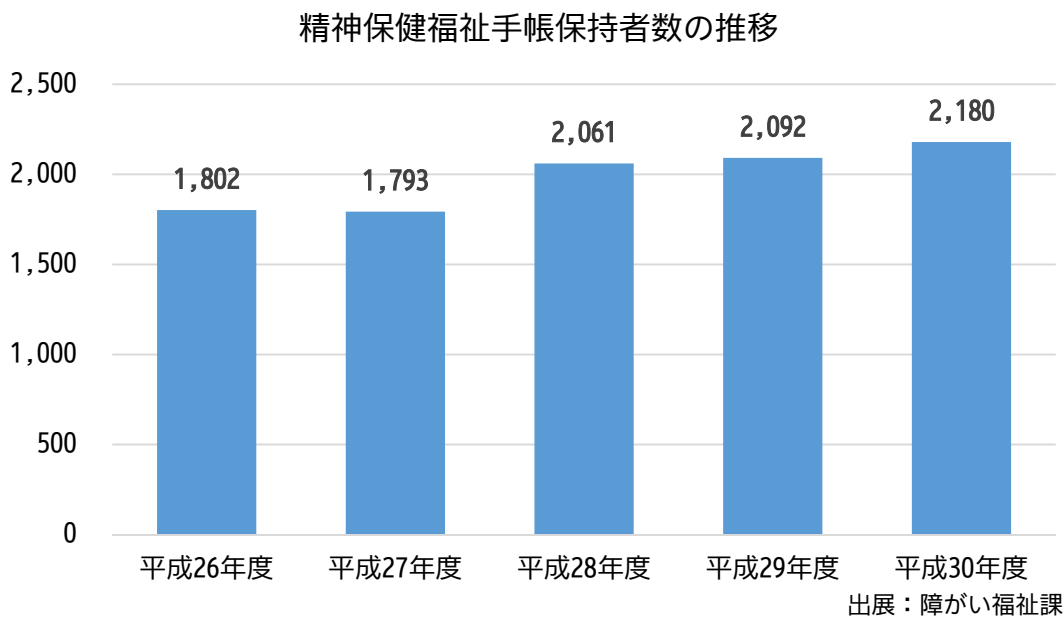
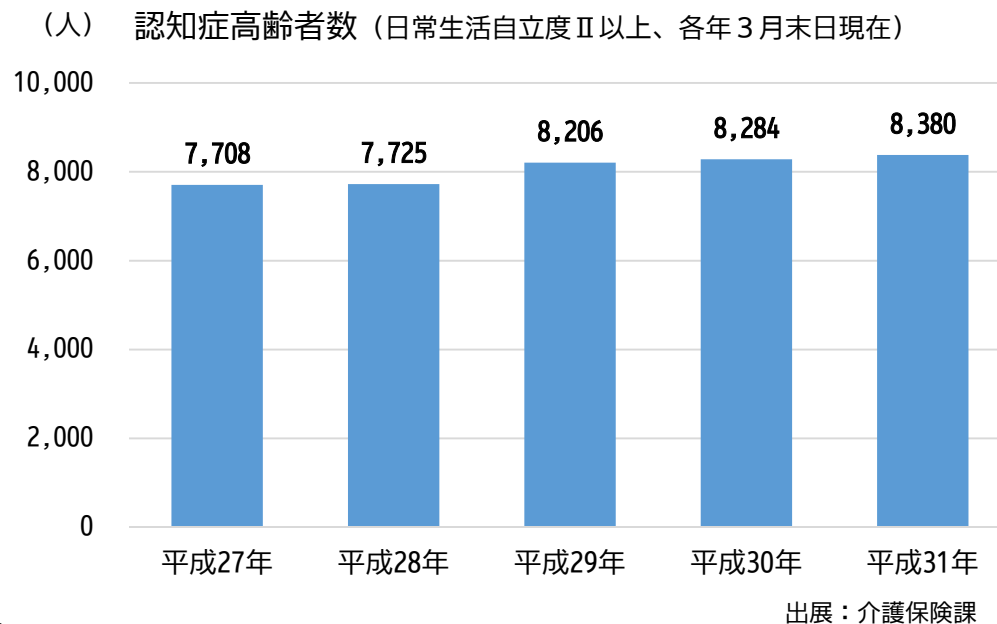
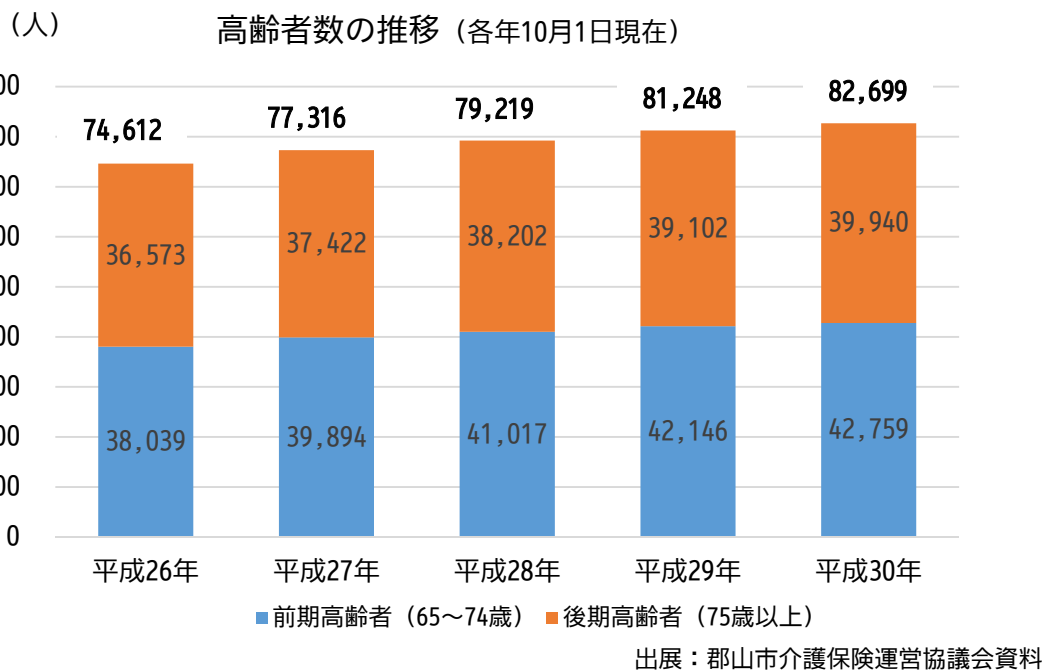
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めたチームによる本人の見守り（福祉等の関係者と後見人がチームとなって本人を見守る体制）
- ・「協議会」等によるチームの支援（福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み）
- ・**地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性**

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み

4 郡山市の成年後見を取り巻く状況

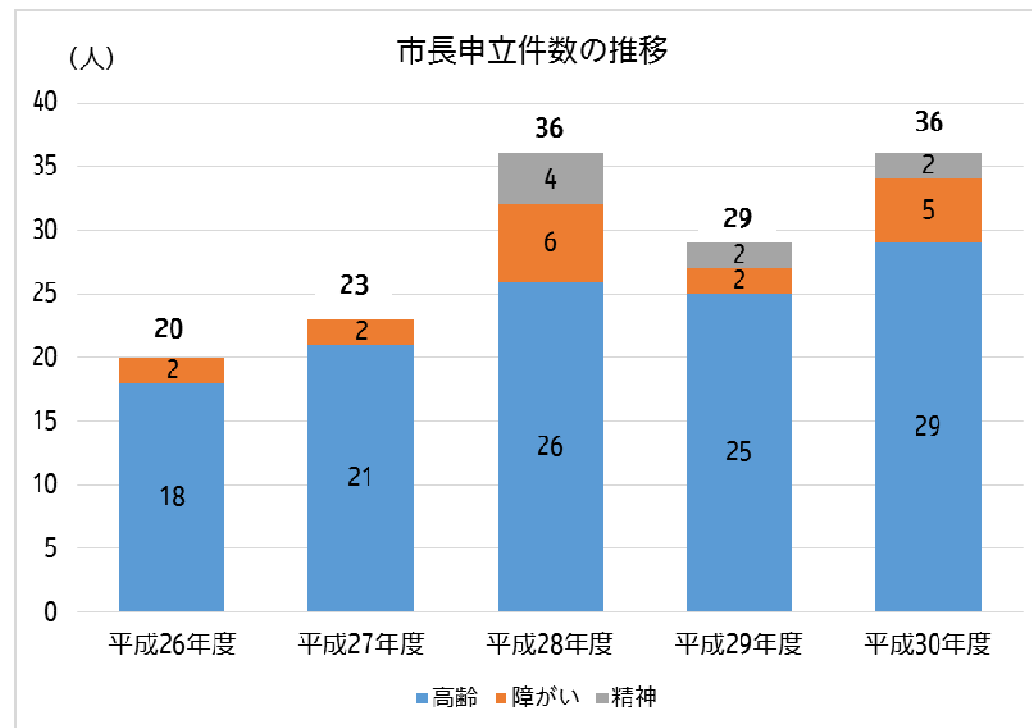


県内の市の部比較

	人口	利用者数	人口1万人対比
会津若松市	121,910	264	21.7
喜多方市	47,783	90	18.8
須賀川市	76,540	135	17.6
いわき市	345,214	410	11.9
福島市	290,697	336	11.6
郡山市	334,295	360	10.8
南相馬市	55,153	51	9.2
伊達市	60,663	52	8.6
白河市	60,712	48	7.9
相馬市	38,107	28	7.3
二本松市	56,514	39	6.9
田村市	37,148	22	5.9
本宮市	30,738	15	4.9
市 計	1,555,474	1850	11.9
福島県計	1,877,876	2239	11.9
全国	126,320,000	218,142	17.3

出展：福島家庭裁判所「市町村別成年後見制度の利用者数(平成30年12月31日現在)」
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」平成30年1月～12月

郡山市市長申立件数



出展：地域包括ケア推進課、障がい福祉課、保健所地域保健課

●郡山市の成年後見制度利用者数は、平成30年12月末現在360人で県内の市の中ではいわき市に次いで2番目に多いが、人口1万人に対しては10.8人で、県内、市の平均値よりも低い水準となっている。

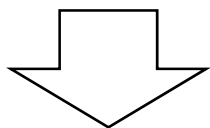
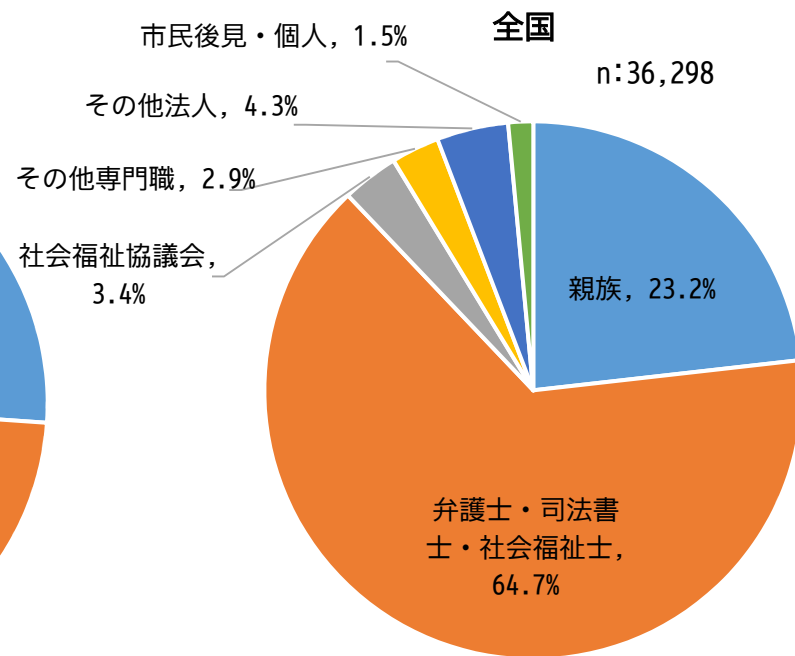
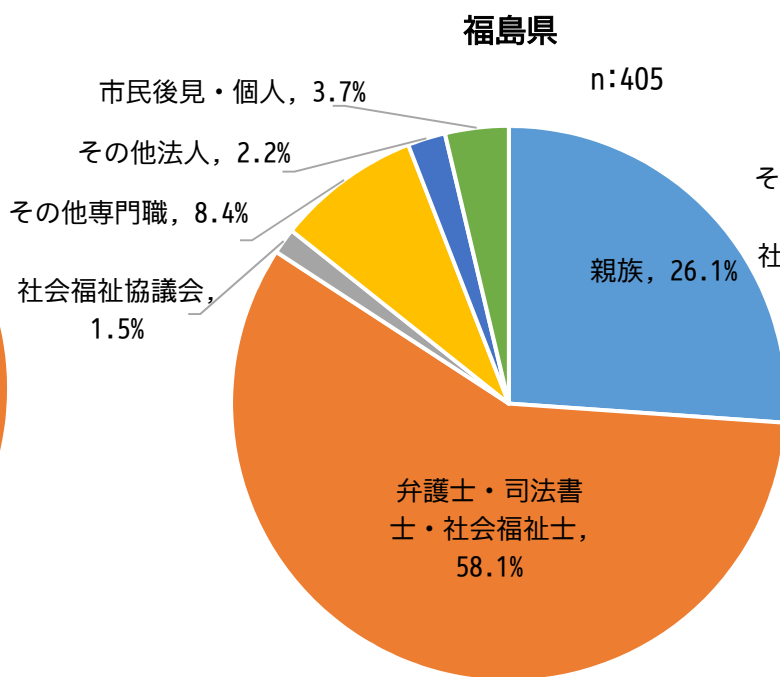
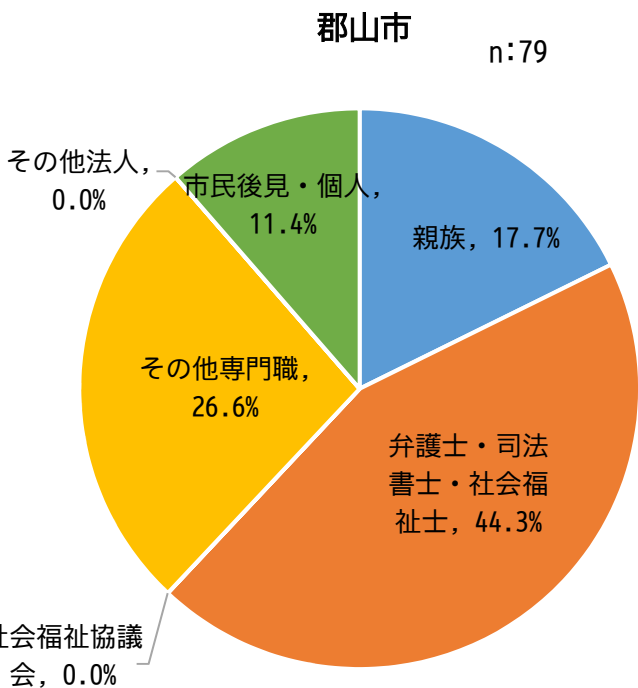
●市長申立て件数は、5年間で1.8%増加しており、認知症高齢者の増加により、高齢者の申立て件数が増加している。

⇒ 成年後見制度の広報、利用に関する相談体制の整備が必要

成年後見人等と本人との関係（平成30年）

●平成30年1月から12月に申立てをしたものの内訳

●平成30年申立てにおける成年後見人等と本人との関係をみると、郡山市では、県や全国と比べ、その他の専門職（行政書士）が多くなっており、親族の割合が低くなっている。



【郡山市内訳詳細】

親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他専門職	その他法人	市民後見人	その他の個人	合計
14件	17件	15件	3件	0件	21件	0件	0件	9件	79件
17.7%	44.3%			0.0%	26.6%	0.0%	11.4%		

出展：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」平成30年1月～12月
 福島課程裁判所作成資料
 福島課程裁判所郡山支部作成資料

※郡山市におけるその他の専門職は「行政書士」、その他の個人は「社会保険労務士」

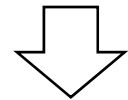
5 郡山市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて

成年後見制度利用促進基本計画



計画の策定、進行管理

審議会等

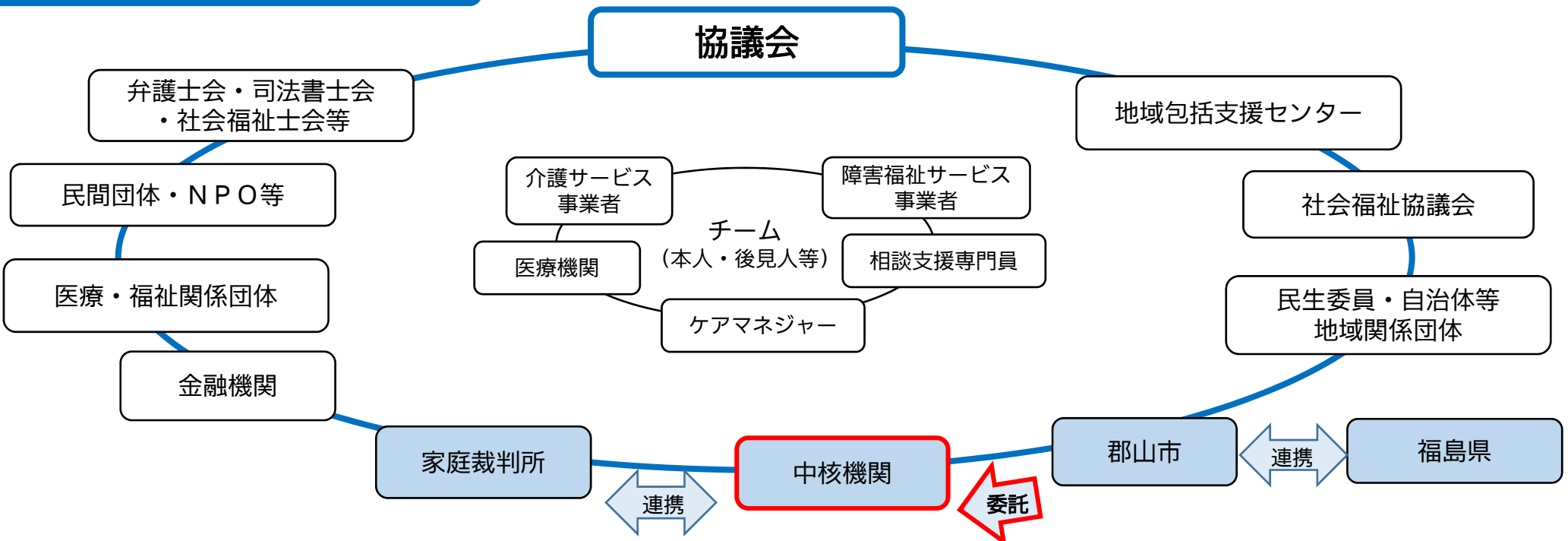


取組状況の点検・評価

地域連携ネットワーク

○既存の計画を活用
 (案1)郡山市地域福祉計画に組み込む
 (案2)個別計画に組み込む(高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉プラン)

○既存の附属機関等を活用
 郡山市地方社会福祉審議会、郡山市介護保険運営協議会、郡山市障がい者自立支援協議会等



中核機関（地域連携ネットワーク）の機能

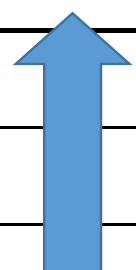
- ・ 広報機能
- ・ 相談機能
- ・ 利用促進（マッチング）機能
- ・ 後見人支援機能
- ・ 不正防止効果

国の基本計画における工程

令和3（2021）年度まで

- 市町村計画の策定働きかけ、国の計画の周知等
- 市町村による中核機関の設置、地域連携ネットワークの整備

基本計画策定における工程（案）

年度	H30（2018）	R 1（2019）	R 2（2020）	R 3（2021）	R 4（2022）	R 5（2023）
計画	第3期地域福祉計画				次期計画	
	第七次高齢者福祉計画・介護保険事業計画			次期計画		
	第4期障がい者福祉プラン			次期計画		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 成年後見制度利用促進基本計画 </div> 						

中核機関設置における工程（案）

年度	H30（2018）	R 1（2019）	R 2（2020）	R 3（2021）	R 4（2022）	R 5（2023）
工程	担当課検討	関係機関情報交換会 部内方針検討・決定	委託先検討・決定	中核機関設置し、機能を段階的に整備		